

に対して、令和二年度の、これ内示額ベースですけれども百五十一億と、二六%増をさせていたただいて、こうした水道施設の更新が長期的な視点に立つても着実に進むよう更に努力していきたいと思えます。

○野田国義君 こういった老朽化対策はいろいろ首長も目立たないことなでなかなかやろうとしないですね。だから、しっかりこれ指導をよろしくお願いをしたいと思います。

それから、コンセッション方式、まだやっている自治体はないということですが、我々は本当に水というのは大切でございますので、コンセッション方式、ちよつといかがなものかなということを今も思っているところでございますので、その意見を表明いたしましたして、質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございます。

○小西洋之君 小西洋之でございます。

質疑の機会をいただきましたして、ありがとうございます。

まず、国会が負担する経費の観点の質問からさせていただきます。

参議院の事務総長に伺いますが、昨年の週刊文春に公選法違反が報道されました河井前法務大臣、また河井あんり議員に支払われた歳費などの総額は、この文春の報道以降、幾らになるでしょうか。

○事務総長（岡村隆司君） お答えいたします。

週刊誌報道、昨年の十月三十一日ということかと思えますけれども、昨年十月三十一日から本日まで支給された歳費及び期末手当の総額は、衆議院議員の場合、一千三百七十七万七千七百円、昨年七月に初当選の参議院議員の場合、一千七百七十七万六千三百七十円でございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

事務総長、重ねて、一般論でございますが、国会議員が公職選挙法違反などの、つまり刑事犯罪によつて有罪の確定判決が出された場合に、今答弁いただいたような歳費などの経費について、国庫に返納義務というのは負うのでしょうか。

○事務総長（岡村隆司君） お答えいたします。

国会議員について、裁判で有罪が確定した場合において、過去に支給された歳費、期末手当等を国庫に返納することを定める規定はなく、返納義務は負いません。

以上でございます。

○小西洋之君 国会議員は歳費などについて憲法で身分保障の規定があるわけでございます。やはり、国会議員としてなおさら説明責任、特に両議員の所属する自民党の総裁である安倍総理の国会、国民に対する説明責任が問われるものと思えます。以下、その観点で伺わせていただきたいと思えます。

まず、法務副大臣、検察当局として、今回逮捕したお二人について、公職選挙法違反を犯しているという確証を持って逮捕しているのでしょうか。

○副大臣（義家弘介君） お答えいたします。

検察当局としては、河井克行衆議院議員及び河井あんり参議院議員に関わる公職選挙法違反事件に関し、被疑者が罪を犯したと疑うに足る相当な理由等の刑事訴訟法に定められた逮捕の要件を満たすと判断し、逮捕状を請求し、現在、捜査を行っているものと承知しております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

刑事司法手続があるわけでございますが、一方で、先ほど申し上げた安倍総理の総理またあるいは総裁としての国民あるいは国会に対する説明責任の問題は重要だと思えます。

今日は岡田副長官にお忙しい中お越しいただいております。伺いますが、安倍総理ですが、昨年の河井参議院議員の応援のために何度広島に赴いていらつしやるでしょうか、選挙の前後含めてでございますけれども。

○内閣官房副長官（岡田直樹君） お答えを申し上げます。

ただいまの小西先生の御質問は総理の政治家としての活動に関わることであり、政府としてお答えをする立場にはないと存じます。

なお、その上で申し上げます、総理は、以前の

衆議院予算委員会、一月二十七日において、溝手、河井両候補の応援に入った旨の答弁をしているものと承知しております。

○小西洋之君 安倍総理が国会にお越しいただき、野党は集中審議を要求しているところでございますが、来ていただいて、本来は総理からきちんと政治活動についても総理、頻繁に国会で答弁されておりますので、答弁いただきたいと思えます。

重ねてですが、副長官、安倍総理は、この昨年の河井議員の応援のために、御自身の、安倍総理の秘書を何人、どれぐらいの回数で広島選挙区に送り込んでいるのでしょうか。

○内閣官房副長官（岡田直樹君） お答え申し上げます。

ただいまの御質問は総理の秘書の政治活動に関わることでございまして、政府としてお答えする立場にはないと存じます。

なお、その上で申し上げれば、総理は、先ほども申しました一月二十七日の衆議院予算委員会におきまして、自民党においては、参議院のときには衆議院が応援に入る、また、秘書が秘書会等を通じてそれぞれの候補に応援に入るということはよくあることであり、山口県の隣の広島県の選挙におきまして、総理の指示によって安倍事務所の職員が応援に入ったが、頻度等については承知はしていないとの趣旨の答弁をしているものと承知

しております。

○小西洋之君 安倍総理は、先生方御案内のとおり、桜を見る会で御自身の政治団体の秘書が、まさに政治活動ですが、のためにどのような活動をしていか事詳細に答弁いただいておりますので、やはり、週刊文春の報道などによれば四人の秘書の方を送り込んで団体回りなどをしていたということが報道されているところでございます。

じゃ、重ねて副長官に伺わせていただきますが、河井前法相でございますが、総理補佐官時代にこの度の公職選挙法違反を行った、そういう嫌疑で逮捕されております。そうした河井前法相を総理補佐官に任命し、かつ参議院選挙の後に法務大臣に任命した責任を安倍総理自身どのように考えていらっしゃるのでしょうか。安倍総理が国会に出てきて国会と国民に対して説明責任を果たすべきだというふうに考えますが、安倍総理の河井前法相に対するその任命責任、国会に出席するその説明責任について答弁をお願いいたします。

○内閣官房副長官（岡田直樹君） お答え申し上げます。

この点につきまして、総理は、去る十八日の記者会見において、かつて法務大臣に任命した者としてその責任を痛感しております、国民の皆様は深くおわび申し上げますといた上で、また、国民の皆様の厳しいまなざしをしっかりと受け止め、

我々全ての国会議員が改めて自ら襟を正さなければならぬと考えておりますし、選挙は民主主義の基本でありますから、そこに疑いの目が注がれることはあってはならない、また、自民党総裁として、自民党においてより一層襟を正し、国民に対する説明責任も果たしていかなければならないといった趣旨を述べているところであります。

また、国会での説明については、これは国会でお決りになるものと承知をさせていただきます。

○小西洋之君 最後のところですけど、安倍総理は、いつでも国会に出席を求めることができまので、憲法上ですね、閉会中審査を週一回、各委員会が開くことを与野党合意しておりますので、国民に対する説明責任を全う、責任を痛感して国民のまなざしに思いをはせることは、それはある意味できる、誰でもできるといえるわけでございますので、大事なことは、そこに自分の政治責任を、任命責任を果たす意思があるかということでございますが、安倍総理に対してはなかなかそれがうかがえないところでございます。

重ねて副長官に伺いますが、今回の河井前法相、河井あんり議員のこの公選法違反の疑いでございまずけれども、この河井あんり議員の選挙に際して、自民党本部から河井前法相と河井あんり議員の政治団体に対して合計一億五千万円の資金が交付されたというふうになっております。この一億

五千万円は政党交付金なんですか。

事前に自民党総裁たる安倍総理に対して確認の上の答弁をお願いしております。答弁お願いいたします。

○内閣官房副長官(岡田直樹君) 答え申し上げます。

ただいまの小西先生の御質問につきましては、これは自由民主党の政治活動に関することでありまして、政府としてお答えする立場にはないと存じます。

○小西洋之君 自民党の政治活動でも、総理・総裁は安倍総理一人しかいないわけですので、答弁いただかないといけないんですが。

ちよつと、選挙部長、今お越しいただいておりますけれども、基本的なことです、政党助成法上、この広島第七支部、第三支部というのが両氏の政党支部なんです、その政党支部の政党交付金の使途等報告書は既に自民党本部に法律の定めに従って提出済みであると、昨年度のもの、という理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(赤松俊彦君) 答えを申し上げます。

法律上でございますけれども、まず支部から政党の本部の方に報告が二か月以内にあるということでございます。それも含めまして、三か月以内

に私ども総務省の方に御報告をいたしまして、公表は九月末日ということになってございます。

○小西洋之君 今、選挙部長が答弁いただいたように、実はこの広島にある両氏の政党支部の昨年度の政党交付金の使途報告書については二月末までに党本部に、自民党本部に報告されております。そして、三月末までに総務省にまとめて報告をされていると。なので、自民党本部は、一億五千万円、もちろん渡した側ですから、それは政党交付金であるかどうか、かつ、一億五千万円が政党交付金であれば、その全てについての使道、あるいは、一億五千万円の一部が政党交付金であればその一部についての政党交付金としての使道について、今党本部は把握しているわけでございますけれども。

副長官、重ねて伺いますが、自民党総裁である安倍総理ですね、安倍総理は同時に政党助成法の執行の責任者でもございます、行政の責任でございますから。この一億五千万円の使途がこの公選法違反の買収目的に使われたのではないかと、一部報道でも言われていることでございますが、この一億五千万円が買収に使われたのかどうか、そしてそもそもそれが政党交付金であったのかどうか、国民、国会に安倍総理は説明する責任があるのではないでしょうか。もう一度答弁お願いいたします。

○内閣官房副長官(岡田直樹君) 答え申し上げます。

ただいまの御質問は、先ほどの御質問と同様、自由民主党の政治活動に関することであり、政府としてお答えする立場にはないと存じますが、その上で申し上げます、一月二十七日の衆議院予算委員会において総理は、一般論として申し上げます、政党本部から政党支部への政治資金の移転は何ら問題ないものと認識しておりますと答弁しているものと承知いたしております。

また、先ほど御質問の一部に出てまいりました、現在捜査中の個別の刑事事件に関する事柄については、これは政府としては答弁を差し控えさせていただきますと存じます。

なお、その上で申し上げます、先月十八日、総理から、自民党の政治資金につきましては、昨日、二階幹事長より、党本部では公認会計士が厳格な基準に照らして事後的に各支部の支出をチェックしているところであり、巷間言われているような使途に使うことができないことは当然でありますという説明を行われたというふうに承知をしておりますと、これは総理が述べたところでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

二階幹事長の国民、国会への説明ですが、一億五千万が政党交付金であったのかどうか、か

つ、それが買収ですね、公選法違反の買収に使われたのかどうか、明確に否定されていないんですね、何ともおっしゃっていない。また、今、公認会計士の話がありましたけれども、収支報告書の監査などの監査の話だと思いますが、これ、先生方も御案内のとおり、実質的な調査権はないのでございますので、表面上をなぞるだけでございまして、それでは実態が分からないということでございます。

資料の八ページを御覧、先生方、いただきたいんですけども、実は政党交付金を受ける政党については法律上の特別の義務が掛けられております。第四条の第二項でございますけれども、ちょっと読み上げますが、政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするともに、国民の信頼にもとることのないうように、政党交付金を適切に使用しなければならぬというふうの規定されているところでございます。

岡田副長官に重ねて伺いますが、一億五千万円を特定の候補者に渡して、もう片方の候補者の方には千五百万しか渡さない。そのような在り方というものが、この政党交付金を受ける政党の在り方として、組織、運営について民主的かつ公正なも

のかどうか、安倍総理は自民党の総裁、そして総理大臣として説明責任を負うわけでございます。かつ、それが買収ですね、公選法の買収という犯罪に使われたのではないか、そのことについても国民の信頼にもとることがないようにしっかりと説明責任を負うわけでございます。

この政党助成法四条の規定に照らして、今回の一億五千万円の資金の供与、またそれが買収に使われたのではないかについて、安倍総理は説明責任を果たすべきではないでしょうか。

○内閣官房副長官（岡田直樹君） お答え申し上げます。

ただいまの御質問につきましても、これはまさに自由民主党の政治活動に関することであり、政府としてお答えする立場にないと存じますが、その上で申し上げますと、一月二十七日の衆議院予算委員会において総理は、一般論として申し上げます、政党本部から政党支部への政治資金の移転は問題ないものと認識しておりますと答弁していることと存じます。

国会での説明については国会でお決めになるものと重ねて承知をいたしております。

○小西洋之君 私は同趣旨の質問を、敬愛をしております副長官にづらい気持ちで三回伺わせていただいているんですが、同じような答弁いただいておりますので、委員会に対して、この決算委員会

に対して、血税でございますので、政党交付金は、この一億五千万円が政党交付金であったのかどうか、またそれに、その使途についてこの買収に使用されたように疑われるようなものがないのかどうか、政府からこの委員会に対して説明を求めたいと思います。

○委員長（中川雅治君） ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○小西洋之君 総務副大臣にお越しいただいておりますけれども、一般論で結構なんですか、買収けれども、今私が読み上げました政党助成法四条でございますね、第四条、この組織及び運営については民主的かつ公正なものとする、国民の信頼にもとることがないように政党交付金を適切に使用する。

政党本部の代表は、一般論として、これに対して国民に対して、国会に対して説明責任を負うという理解でよろしいでしょうか。

○副大臣（長谷川岳君） それぞれの政党において適切に判断されることだと認識しております。

○小西洋之君 適切に認識なんです、常識で考えると、一億五千万円でございますので、かつ、買収に使われたのではないかという疑いも報道等されているわけでございますので、安倍総理はきちんと国会に出てきて、国会と国民に対して説明責任を全うしなければいけないと思います。

ちよつと一点、法務省に伺いますが、過去に、戦後でございませうけど、法務大臣経験者が犯罪の嫌疑で逮捕されたことはあったんでしょうか。

○政府参考人（保坂和人君） そういったケースはなかったというふうに承知をしております。

○小西洋之君 まあ当たり前のことでございませうが、本件はそれだけ説明責任の重い事案、事件であるということだというふうに理解をさせていただきたいと思えます。

会計検査院にちよつと質問と、あと要請を同時にさせていただきたいと思えますが、政党交付金は会計検査の検査対象になるのかどうかということと、犯罪に使われた政党交付金は会計検査の検査においてどのような評価を、まあ一般論ですが、受けるものであるかということと、あと、これまでの質疑を聞いていただいて、私として、この広島の河井前法相、また河井議員の政党支部に出された政党交付金の使途について、会計検査院として検査して国会に報告をすることを求めます。

○会計検査院長（森田祐司君） お答えいたします。

政党交付金は国が政党に交付するものですので、国の支出として会計検査院の検査の対象となります。政党交付金の交付先である政党の会計につきましても検査をすることができるということになっております。

お尋ねの合规性の観点から当然に不当事項となるかという点につきましては、検査の結果に基づかずにお知らせすることは困難であるということをお理解をいただければというふうに思います。

検査要請のことにつきましては、会計検査院といたしましては、これまで国会から検査要請が行われた場合には、要請を受諾するかの検討を速やかに、受諾した場合にはその検査に真摯に取り組んでまいりました。一方で、国会が検査要請を行うかどうかにつきましては、国会御自身がお決めになる問題であり、検査院が申し上げる立場にないと承知しております。

いずれにしても、国会での御議論等を踏まえて、引き続き適切に検査を実施してまいりたいというふうに考えております。

○小西洋之君 今、ちよつと院長、質問なんです、犯罪に使われた税金があった場合には不当事項になるのは当たり前のことだと思えますので、まあそれについては答弁は結構ですが。

今まで会計検査院は、この決算委員会の議決によらない、私のような一議員の質疑上における検査要請でも、議員の御指摘などを踏まえ適切に検査をし、国会に報告するという答弁をしていたんですね。そういう意味では、今の院長の答弁、ちよつとおかしい答弁だと思ふんですが、ちよつと時間があれなので厳しく指摘だけして、しつかり

これまでの答弁を読んで、独立機関として、会計検査院長としての責任を全うできるように、院長、しつかり仕事してください。今までの答弁と全然違う変な答弁ですよ、今の答弁は。ちよつとそのことを指摘させていただきます。

では、新型コロナの問題について質問をさせていただきたいと思えます。通告の四番から、厚労大臣、させていただきたいというふうに思います。まず、健康局長、今日お越しいただいておりますけれども、先生方、資料の二ページなんですけれども、構築するのがある意味我が国の社会における最重の課題になっているわけでございませうけれども、その検査体制について、実は厚生労働省は六月二日に事務連絡を各都道府県に発出してあります。

で、これの回答を、それぞれの各県で、検査が必要な件数のピークの件数何件で、それに対する検査能力の現状が今何件かという報告を求めているんですが、これ、十九日、報告締切りだったということですが、簡潔で結構ですので、どれぐらい報告が戻ってきているでしょうか。

○政府参考人（宮崎雅則君） お答え申し上げます。

今委員から御指摘がありました六月の二日に、その検査体制強化に向けた指針を示しつつ、十九日を締切りとして、ピーク時の検査需要の見通し

を作成していただいた上で点検状況を御報告いただくように自治体に要請したところでございますが、まだ全部の報告出そろっておりませんで、十九日の時点では二十一都道府県からということでございます。

○検査需要の見通しやその評価についてのような形でお示しできるかの判断できる段階には至っておりませんが、引き続き、精力的に都道府県への確認作業を行い、着実に検査体制が強化されるように努めてまいりたいと考えております。

○小西洋之君 厚労大臣、今お聞きいただいたように、今回の、西村大臣もお越しいただいておりますが、緊急事態宣言の目的は、感染拡大を阻止するだけではなくて、検査や医療の体制構築をするためであった、つまり、国民経済はもう血へどを吐く思いで耐えてきた、そして国家経済的にも莫大な予算を計上して、一定の予算、我々も賛成しましたけれども、設けている。ただ、肝腎のそれを取り組んでいた都道府県において、こういう体制の取組の締切りまでの回答が四十七のうち二十一しかない。これは非常に大きな問題だと思います。

○医政局長、お越しいただいておりますが、ちょっと通告していませんけど、重要な問題なので、医療に対する体制構築の同じような事務連絡を、六月の十九日、先週の金曜日に出しております。

今私の手元にあるんですが、この六月十九日に、どのような体制を構築するか、先ほどの検査の事務連絡にあったような、このチェックリストについてでございますか、この通知の中。また、いつまでにこの回答を都道府県から得ることとしていますか。

○政府参考人（吉田学君） お答えいたします。厚生労働省としましては、今御指摘いただきましたように、六月十九日に各都道府県に対して、次なる波に向けた医療提供体制についての検討事項をお示しし、技術的な助言として検討いただいているところでございますが、七月上旬からそれぞれ都道府県においてお取組をいただき、月中に提供体制についての構築をいただいた上で、私どもとしては、それを踏まえた御報告をいただき、更なる対応をさせていただきたいというところで取り組んでいるところでございます。

○小西洋之君 優秀な医政局長がそつなく答えたようにあれですが、七月末を目途に回答、調査をしますと、厚労省として。ただ、先ほどの検査のところについてあるようなチェックリストは、私が見る限り多分ないんですね、ないんだと思う。まあ、うなずいていらっしゃいますから、ないところでございます。

厚労大臣に伺いますけれども、この検査や医療の体制構築でございますけど、今御紹介したような事務連絡、都道府県に対するこの事務連絡とい

うのは何という法律に基づいてなされているものであるのか、また、国民習慣病でありますがんや脳卒中や心臓病などについては片やどのような法律に基づいて地域の提供体制の構築がなされているんでしょうか。

○国務大臣（加藤勝信君） 今、いわゆるPCRの検査、今PCRだけではないんですけども、検査あるいは相談体制に対する各自自治体の取組に対する、我々から報告を求めている、あるいは、今回、医療提供体制、まさに保健所機能についても出させていただきました。

こうした事務連絡は、地方自治法第二百四十五条の四の第一項の規定に基づき、いわゆるフレームワークの中でさせていただいているということでございます。

感染症法においても、国において感染症に係る医療の提供に対する体制の確保に関する事項等を含めた基本方針を定め、これに即して、各都道府県においても地域における感染症に係る医療提供体制の確保に係る事項等を含めた予防指針を定めるといふ基本スキームワークはありますけど、これは感染症全体ということでありまして。

また、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患については、これは医療法において特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と

認められる疾病として位置付けられておりまして、都道府県が医療計画を通じて、地域の実情を踏まえてその医療提供体制の確保を図るとされているところであります。

それに加えて、これは議員立法、与野党議員の皆さん方の御協力、御賛同あるいは御努力によってであります。がんについてはがん対策基本法、脳卒中、心臓病等の循環器病については循環器病対策基本法が地域の医療提供体制などの基本的な政策の方向性を定める法律とされておりまして、例えばがん対策基本法では基本計画を国が、また都道府県が推進計画を、さらに医療機関の整備等、こうした仕組みになっているということでありま

す。

○小西洋之君 今答弁いただいています、資料三ページを御覧いただきたいんですけども、実は、ある意味、国民の文字どおり生命を預かり、そして我々国民経済の生き死にを預かるこの新型コロナのこの検査や医療の体制づくりの法律が、実は地方自治法の国が地方自治体に対する一般的なこの助言、この規定にのっとって行われているところでございますが、片や、今答弁いただいたように、この医療法という一般法あるいはがんや脳卒中や心臓病などは特別法を設けて国民の命、健康を守る体制をつくらうとしているんですが、次、四ページ以降に、これ問題提起ですが、本来、こ

の新型コロナの検査や医療などの体制構築について、それを確保するための本来法律が必要であったのではないかと。

これは、実は与党の先生方にも御相談申し上げたんですが、残念ながらちよつと会期中に間に合わなかったんですけども、もし臨時国会が開かれるのであれば、是非与党の先生方にも御指導いただいて、こうした法律を作らせていただいて、国を挙げて、そして国会の責任において、まあ先ほど期限までに報告してきている都道府県が半分、しかもその内容がちゃんとした取組ができていかどうかも分からない。にもかかわらず、秋冬のこの感染、大きな感染期を危惧する、感染期を迎えることになってはいけませんので、厚労大臣にしっかりと奮闘いただきたいと思えますし、あと、医政局長と健康局長はもう陣頭指揮執っていたらいて、ある意味局長自ら現場にどんどん出かけていくような形で、医療の体制づくりが難しいのは、私も先ほど大臣が答弁いただいた医療法やあと脳卒中やがんの政策関わっておりますので、よく承知しているんですが、なおさら是非皆さんの力で頑張っていたいただきたいというふうに思うところでございます。

では、ちよつと時間あれなので、厚労大臣に、いわゆるアベノマスクなんですが、国民にほぼ配り終えたということなんですが、このアベノマス

クがどれぐらいウイルスの防止効果があり、あるいは我々が発するこの飛沫の拡散を防止する効果があるか、何か科学的な計測をしているんでしょうか。

○国務大臣（加藤勝信君） 我が国においてということになります。また、特に今マスクということでありまして、これらの特段の計測は実施をしております、とあります。

マスク全般について申し上げれば、国際機関や研究機関など専門家による検証結果を注視しつつ、今マスクメーカーとも協議してどのような対応が可能か検討させていただいているところでもあります。

ただ、布製マスクについては、CDCやWHOといった海外の国際機関も、この新型コロナウイルス感染症の感染を広げさせないためには一定の効果をもつという見解は示されているというふうに承知をしております。

○小西洋之君 まあ科学的な計測をしてないということではございまして、高齢者施設やあるいは子供たちがいる場所、あるいは妊婦さんにも配っているものだというところでございますので、今大臣や我々がしているようなこの一般的なサージカルマスクと比べてどれぐらいの防止効果があるのか、計測して国民に伝えるべきではないでしょうか。

○国務大臣（加藤勝信君） マスク自体の効能でありませけれども、せきやくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐことによる感染拡大の防止ということで、我々承知をしているところであります。したがって、マスクの種類を問わず、手と、手指が口や鼻に触れるのを防ぐ効果、あるいは喉や鼻などの呼吸器を湿潤とすることで風邪等に罹患しにくくなる効果もあるというところであります。こうした観点から、サージカルマスクなどの不織布マスクと布マスク、いずれも感染拡大防止効果があるというふうに理解をしておるところでありまして、先ほども申し上げましたが、CDCやWHOといった海外の国際機関も一定の効果が有するという見解が示されているところであります。

布マスクについては、先ほど申し上げましたように特段の計測はしておりませんが、そうした科学的な検証は重要であるというふうに考えております。国際機関や研究機関など専門家による検証結果を注視するとともに、必要に応じてホームページでQアンドAも出させていたきたいというふうに思っております。

○小西洋之君 そのQアンドAでしっかり国民に説明を、西村大臣、ちよつと通告していただきましたけれども、先ほどの医療の検査の体制の構築など、是非大臣からよろしくお願いを申し上げます。

質問を終わります。

○古賀之士君 国民民主党共同会派の古賀之士でございます。今日は、先ほどもありましたが、お忙しい中、加藤厚労大臣、そして西村担当大臣御出席をいただきまして、私からも感謝申し上げます。

早速、新型コロナウイルスに関しての質問をさせていただきます。

資料の一を御覧いただきたいと存じます。六月十八日の総理の記者会見によりますと、人口の六割近くにアプリが普及し、濃厚接触者を早期の隔離につなげることができればロックダウンを避けることが可能とあります。この点、その資料の下にも書いてございますが、令和元年版の情報通信白書によれば、個人におけるスマートフォン保有率は実は六四・七%となっております。つまり、ほぼ全てのスマホユーザーが利用することを前提していると考えていいんでしょうか、そして普及スケジュールやインセンティブはどうなっているのでしょうか。厚労大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣（加藤勝信君） 今般の新しい、私どもCOCO Aと呼ばせていただいておりますけれども、このアプリについては、特に大事なことは、個人情報の入力が必要はなくて、プライバシーに最大の配慮をした仕組みであるという、こうした仕組みを入れるというのはこれまで余りなかつ

たことでありますから、まずそのことをよく国民の皆さんに理解をしていただく必要があるというふうに考えております。おかげさまで二十一日の二十四時の時点では二百七十万件の、何といいますか、取り込みというんでしょうか、があつたというふうに承知をしているところであります。

こうした参加していただける方が増えれば増えるほどこの効果は高まっていくということになるわけでありませけれども、ただ、最初に申し上げたように、まずそのためにも、今回の仕組みがどういうものなのか、そういったことをよく皆さんに理解をしていただく。重ねて、都道府県等、様々な関係者や利用者の協力をいただきながら、更に普及に努めさせていただきたいというふうに思っております。

○古賀之士君 つまり、接触確認アプリと一言で言っても、その形態や仕組みというのはお国柄やそれぞれのアプリの概要によっても随分違う、異なるというものなんです。

したがって、先日の総理の会見で、人口のおよそ六割近くが利用すればという考え方と、それからこのスマホの普及率、実は六四%余りというところを考えると、もうほぼ九割以上の方がこのアプリを使わないといけない、そうしないとロックダウンは回避できないというようなことをちよつと勘違いされる方も中にはいらっしゃるんじゃない